

印西市都市公園条例別表より抜粋

都市公園内行為の許可に関する使用料

別表第3（第10条）

区 分		単 位	金 額
行商、募金その他これらに類するもの		1平方メートル1日につき	100円
		1人1日につき	100円
業としての写真撮影	常時	写真機1台につき1月	3,660円
	臨時	写真機1台につき1日	360円
業としての映画撮影		1回2時間以内	3,300円
興業		1平方メートル1日につき	20円
競技会、展示会その他これらに類する催し		1平方メートル1日につき	10円

公園施設の設置の許可に関する使用料

別表第4（第10条）

区 分	単 位	金 額
公園施設を設置する場合	1平方メートル 1月につき	印西市行政財産目的外使用料 条例（平成21年条例第1号） による額

公園施設の管理の許可に関する使用料

別表第5（第10条）

区 分	金 額
公園施設を管理する場合	市長がその都度定める額

都市公園占用の許可に関する使用料

印西市道路占用料条例（昭和59年条例第24号）を準用する。